

さいたまはーと府内推進会議設置要領

(平成29年2月21日 都市局長決裁)

(設置)

第1条 本市の、自転車を活用したまちづくりの総合的な計画である『さいたま自転車まちづくりプラン～さいたまはーと～』(以下「さいたまはーと」という。)を推進していくため、さいたまはーと府内推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(目的)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項についての進捗管理及び検討を行うほか、各事項の情報共有を図る。

- (1) さいたまはーとに位置付けられた事業に関する事項
- (2) その他本市の自転車活用に関する事項

(構成)

第3条 推進会議は、議長及び委員をもって構成する。

- 2 議長は、都市局都市計画部自転車まちづくり推進課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる部局の職にある職員をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議は、都市局都市計画部自転車まちづくり推進課長が招集し議長となる。

- 2 議長に事故等があるときは、あらかじめ議長が指名する職員が議長の職務を代理する。
- 3 委員が自ら推進会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。
- 4 議長が必要と認めるときは、委員以外の職員に対し推進会議に出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、都市局都市計画部自転車まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要領は、平成29年2月21日から施行する。

別表（第3条関係）

局等	部等	職名	
都市戦略本部	シティセールス部	副参事	
市民局	市民生活部	市民生活安全課長	
スポーツ文化局	スポーツ部	スポーツ振興課長	
		スポーツイベント課長	
保健福祉局	保健部	健康増進課長	
	福祉部	高齢福祉課長	
子ども未来局	子ども育成部	子育て支援政策課長	
環境局	環境共生部	環境未来都市推進課長	
経済局	商工観光部	産業展開推進課長	
		商業振興課長	
		観光国際課長	
都市局	都市計画部	交通政策課長	
		自転車まちづくり推進課長	議長
		都市公園課長	
		みどり推進課	
		見沼田園政策推進室長	
建設局	土木部	道路環境課長	
西区役所	区民生活部	コミュニティ課長	
桜区役所	区民生活部	コミュニティ課長	
教育委員会事務局	学校教育部	健康教育課長	